

## 浜松市農業委員会農地法に違反する転用行為等に関する事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が行う、農地法(昭和27年法律第229号、以下「法」という。)に違反する転用行為等の是正について迅速かつ適切な事務処理を図るため、必要な事項を定める。

### (事務処理上の留意点)

第2条 違反の取り扱いについて農業委員会は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法及び建築基準法、その他違反行為に関係する法令の担当課と連携をとり、違反に対して適切な指導を行わなければならない。
- (2) 違反の事務処理は、迅速かつ正確に行い、不公正な処分にならないよう十分留意し、違反行為者、土地所有者その他の関係人(以下「違反転用者等」という。)に対して安易かつ不用意な言動は慎まなければならない。
- (3) 発生した違反は、その初期の段階で措置しなければならない。
- (4) 現場調査の際は、「身分証明書」(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第2項の規定による。)を携帯し、関係人の求めに応じ身分を明らかにしなければならない。

### (現場調査)

第3条 違反を発見し、又は通報を受けたときは速やかに現地調査を実施するものとする。

- 2 違反の疑いがあるものについては、違反転用者等に対し、その事情を聴取し、違反であることが明らかな場合には、案内図、公図写し、配置図、現場写真等により違反状況の資料を作成しなければならない。
- 3 違反の現場調査をした場合は、違反状況を農業委員会事務局長に報告しなければならない。

### (他法令違反の報告)

第4条 違反が同時に他法令にも抵触すると思われるときは、統一ある是正を図るため速やかに関係各課に報告しなければならない。

### (是正方針の決定)

第5条 違反の是正方針について関係各課と協議し、事案ごとに是正方針を決定しなければならない。

### (是正指導)

第6条 違反転用者等に対し口頭にて違反事実の通知をし、是正指導の指示を行うものとする。

- 2 違反転用者等は、口頭による指示を受けた場合、具体的な是正計画を提示し、速やかに違反状況を是正しなければならない。

3 農業委員会会長は、法第51条に基づき、違反の程度が重大なもので、違反転用者等が口頭指示に従わない場合又は口頭指示以外の是正措置を行う必要があると判断した場合は、違反転用事案報告(様式第1号)を作成し、農業委員会総会(以下「総会」という。)での承認を得た後、勧告書(様式第2号)により違反転用者等に工事その他の行為等の停止等を勧告するものとする。ただし、違反転用に係る農地の面積が、4ヘクタールを超える県知事の許可に属するものは違反転用事案報告により県知事に報告する。

(聴聞)

第7条 農業委員会の行った勧告に従わない者、その他監督処分を行うことに相当する者については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章第2節及び浜松市聴聞規則(平成6年浜松市規則第39号)により、聴聞・弁明の手続きを執るものとする。

(監督処分)

第8条 農業委員会会長は、違反転用事案の内容及び聴聞・弁明の内容を検討するとともに、当該土地利用の状況、その土地に関し形成された法律関係等の事情を総合的に考慮して、法第51条に基づき処分又は命ずべき措置の内容を決定するものとする。この場合において当該土地が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域内の土地である場合には、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うものとする。

2 当該処分又は命ずべき措置の内容を決定した場合には、その履行について一定の期限を定め、書面(様式第3号)により、違反転用者等に通知するものとする。

(是正の完了)

第9条 処分又は命令に係る履行の状況を随時調査し、命令どおりの是正が行われているときは、その状況を記録する写真等を添えて、農業委員会事務局長に報告するものとする。また、口頭による指示又は是正勧告書による場合も同様とする。

2 違反転用者等が処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導するものとする。この場合、農業委員会が処分又は命令を行ったものは農業委員会会長に、県知事が行ったものは県知事に届け出る。

3 違反転用者等が処分又は命令の履行を遅滞していると認められるときは、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を提出させるものとする。この場合、農業委員会が処分又は命令を行ったものは農業委員会会長に、県知事が行ったものは県知事に提出する。

(告発・代執行)

第10条 農業委員会会長は、違反転用者等が農業委員会の行った処分又は命令に従わず、法に著しく違反し公益に反すると認められるときは、総会の承認を経て、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条の規定に基づき警察に告発を行うものとする。

2 農業委員会会長は、農業委員会の行った処分又は命令が履行されない場合で、当該不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、総会の承認を経て、行

政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条による代執行を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成17年7月1日から施行し、同日前に是正されない違反及び同日前に県知事あてに報告した違反（県知事又は農林水産大臣の許可に属するものを除く。）についても適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年6月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年6月5日から施行し、同日前に是正されない違反及び同日前に県知事あてに報告した違反（県知事又は農林水産大臣の許可に属するものを除く。）についても適用する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行し、同日前に是正されない違反及び同日前に県知事あてに報告した違反（県知事又は農林水産大臣の許可に属するものを除く。）についても適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号

違反転用事案報告

年 月 日

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日		年 月 日		違反転用発生日			年 月 日				
違反転用の内容											
違反転用に 関係する土地の 所在、地番、地目 及び面積	土地の 所在	地番	地 目		面積	土地の所有者			違反転用者		
			登記簿	現況		氏名	住所	職業	氏名	住所	職業
違反転用に 係る関係者の氏 名、住所 及び職業	関係者の種類		氏名及び名称			住 所		職 業		備 考	
	一般承継人										
	転 得 者										
	工事請負人										
転用許可 処分の内 容	許 可 年 月 日										
	許 可 権 者										
	許可に係る転用目的										
	許可に付した条件										
	許可を受けた転用事業者の氏名住所及び職業			氏 名		住 所			職 業		
違反転用に 至るま での経過											
附近の農 林水産業 又は生活 環境への 被害の状 況											

違反転用 に関して 他の法令 等により 許認可等 を要する 場合はそ の手続き 等の状況	
土地利用 計画との 関係	
関係者か らの事情 聴取の内 容	
農業委員 会のとつ た措置	
農業委員 会の意見	
その他参 考となる べき事項	

様式第2号

勸告書

違反転用者等氏名

浜農委第 号  
年 月 日

浜松市農業委員会会長

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第1項第 号に該当しているので、直ちに工事その他の行為を停止されたい。(又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をされたい。)

これに応じない場合には、同条による処分(命令)をする方針である。

違反行為に係る 土地の所在・地 番・地目面積	土地の所在	地番	地目		面積	
			登記簿	現況		
法第51条に該 当する内容及び その理由						

様式第3号

処分又は命令書

違反転用者等氏名

浜農委第

号

年 月 日

浜松市農業委員会会長

農地法第51条の規定に基づき次のとおり処分する。(又は措置することを命ずる。)

処分又は命令の内容	
処分又は措置を命ずる理由	

- (注) 1 この処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により当職あて届け出ること。
- 2 この処分又は命令の履行を定められた期間までに完了できなかったときは、その理由及び処分又は命令の履行状況についての報告書を当職あて提出すること。